

こんにちは 国民年金です!

国が運営する公的年金制度は、高齢になったときや万一のときなど人生のなかで収入が得られにくい時期の生活を公的にバックアップする制度です。



年金相談に関する一般的なお問い合わせは **ねんきんダイヤル**



0570-05-1165

●050で始まる電話からは **03-6700-1165**

受付時間

- 月曜日：午前8時30分～午後7時
 - 火曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
 - 第2土曜日：午前9時30分～午後4時
- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。
※土、日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金受給に関する年金事務所への来訪相談のご予約は **予約受付専用電話**



0570-05-4890

●050で始まる電話からは **03-6631-7521**

受付時間

- 月曜日～金曜日（平日）：午前8時30分～午後5時15分
- ※土、日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



上尾市保険年金課 ☎775-5137 (直通)

(市役所1階⑬番窓口)

●月～土曜日 午前8時30分～午後5時

※土曜日は令和6年10月から毎月第2、第4土曜日開庁

※土曜日は12時～13時を除く

※祝日・12月29日～1月3日・その他閉庁日はご利用いただけません。

みんなが加入! 国民年金



日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金加入者です。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

チェックしてみましょう! 加入者(被保険者)は3つのグループ。さて、あなたは?

自営業・自由業・農林漁業・学生・無職の方などで
20歳以上60歳未満の方

**第1号
被保険者**



加入手続きは

市役所保険年金課または
大宮年金事務所

※マイナポータルから加入手続きができます。
手続きにはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

保険料の納め方

自分で納めます。(4ページ)

厚生年金に加入している
会社員や公務員などの方

**第2号
被保険者**



! 65歳以上で、老齢年金などの受給資格のある方は第2号被保険者とはなりません。この場合、扶養されている60歳未満の配偶者は第3号被保険者ではなく、第1号被保険者となるため届出が必要です。

加入手続きは

勤務先

保険料の納め方

厚生年金保険料が給与から天引きされます。

第2号被保険者に扶養されている
配偶者で20歳以上60歳未満の方

**第3号
被保険者**



! 届出忘れの第3号被保険者期間があれば、大宮年金事務所へ届出してください。承認された期間は「保険料納付済期間」となります。

加入手続きは

配偶者の勤務先

保険料の納め方

個人で納める必要はありません。
第2号被保険者の加入する年金制度が負担します。

(注)日本国籍を有しない20歳以上60歳未満で、医療滞在ビザや観光・保養等を目的とするロングステイビザで来日した方は第1号、第3号被保険者とはなりません。

希望して加入
できる方

**任意加入
被保険者**

- 日本国内に住む60歳以上65歳未満の方(年金の受給資格期間が足りない方や年金額を満額に近づけたい方)
- 65歳以後70歳になるまでの間に受給権を確保できる昭和40年4月1日以前生まれの方(加入期間の延長は、受給権を確保できる月までです)
- 海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方

(注)日本国籍を有しない60歳以上70歳未満で、医療滞在ビザや観光・保養等を目的とするロングステイビザで来日した方は、任意加入被保険者とはなりません。

加入手続きは

市役所保険年金課または
大宮年金事務所

保険料の納め方

日本に住所がある60歳以上の方は、原則、口座振替となります。

こんな時は、忘れず届出を!

就職や転職、結婚、退職などにより国民年金の加入のしかたが変わることがあり、そのつど届出が必要となります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、受けられなくなる場合があります。

手続きに必要なもの

- マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード[※]、住民票の写しなど)または基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書等)
※令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用可能です。
- 本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)[※] ※マイナンバーカード持参の場合は不要

★印はマイナポータルからも電子申請ができます。

こんなとき	どうする	届出先	追加に必要なもの
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	国民年金に加入の手続きをする (原則不要) [※]	市役所保険年金課または 大宮年金事務所 ★	—
会社や官公庁などに 就職したとき	厚生年金の加入の手続きをする	勤務先	勤務先にお問い合わせ
配偶者に扶養されるようになったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への 種別変更をする	配偶者の勤務先	勤務先にお問い合わせ
海外に転出するとき	任意加入の手続きをする 国民年金をやめる手続きをする	市役所保険年金課または 大宮年金事務所	・口座振替希望の場合 →預貯金通帳またはキャッシュ カード、通帳届出印 ・クレジットカード払い希望の場合 →クレジットカード —
年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の 再交付の手続きをする	大宮年金事務所または 市役所保険年金課	—
口座振替を開始・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を 提出する	金融機関・大宮年金事務所 ★	年金手帳または納付書、預貯金通帳 またはキャッシュカード、通帳届出印
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	大宮年金事務所	大宮年金事務所に お問い合わせください。
出産する・したとき	産前産後免除の申請をする	市役所保険年金課または 大宮年金事務所 ★	母子健康手帳などの 出産日が確認できるもの
保険料を納めるのが 困難なとき	保険料免除(全額免除・一部免除) の申請をする	—	・場合により雇用保険被保険者離 職票・雇用保険受給資格者証 ・配偶者が別世帯の場合は配偶者 のマイナンバーがわかるもの
50歳未満で保険料を 納めるのが困難なとき	納付猶予の申請をする	市役所保険年金課または 大宮年金事務所 ★	学生証または在学証明書
学生で保険料を納めるのが 困難なとき	学生納付特例の申請をする	—	—
会社や官公庁などを退職したとき	第1号被保険者資格の 取得手続きをする	市役所保険年金課または 大宮年金事務所 ★	資格喪失証明書などの資格喪失日 がわかるもの
会社を退職し配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格取得の 手続きをする	配偶者の勤務先	勤務先にお問い合わせ
年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の 再交付の手続きをする	勤務先または大宮年金事務所	—
20歳になったとき	第3号被保険者の 加入手続きをする	配偶者の勤務先	—
会社や官公庁などに 就職したとき	厚生年金の加入の手続きをする	勤務先	—
配偶者が会社を変わったとき	第3号被保険者の 加入手続きをする	配偶者の新しい勤務先	—
配偶者が退職したら	第1号被保険者への種別変更の 手続きをする	市役所保険年金課または 大宮年金事務所 ★	資格喪失証明書など配偶者の資格 喪失日がわかるもの 資格喪失証明書などの資格喪失日 がわかるもの
配偶者の扶養からはずれたとき (離婚・収入増のとき)	—	—	—
年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の 再交付の手続きをする	配偶者の勤務先または 大宮年金事務所	勤務先にお問い合わせ
受給資格期間が足りないときや 年金を満額に近づけたいとき	60歳の誕生日前日以降に 任意加入の手続きをする	市役所保険年金課または 大宮年金事務所	・口座振替希望の場合 →預貯金通帳またはキャッシュ カード、通帳届出印 ・クレジットカード払い希望の場合 →クレジットカード
海外から帰ったとき	国民年金の加入手続きをする または種別変更の手続きをする	—	—

※20歳の誕生月の前々月以降に、海外から転入された方等は、引き続き加入手続きが必要です。

国民年金保険料は納付期限を守って納めましょう！

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めなければなりません。毎月の保険料は翌月末日(納付期限)までに納めることになっています。納付期限を守って納めましょう。



第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料額

保険料は、収入や年齢に関係なく一定の額を加入した月から納めます。

- ・定額保険料 1か月 16,980円(令和6年度) (令和7年度は1か月17,510円です)
- ・付加保険料 1か月 400円(希望する方)

※納めた保険料は全額、納付された年の社会保険料控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。確定申告や年末調整の際には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書の添付が義務づけられています。なお、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データを、マイナポータル「お知らせ」から受け取ることができます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

お問い合わせは
大宮年金事務所へ

国民年金保険料の納め方

納付書(現金)で納付

毎月の保険料は、翌月末日までに納めます。
日本年金機構から送付される納付書で納めます。

納付書(現金)による前納

保険料が引きさされてお得です。
一定期間の保険料を前払い(前納)すると保険料が引きさされてお得です。

納付期限

前納の種類	納付期限
2年前納(4月分～翌々年3月分)	4月末日
1年前納(4月分～翌年3月分)	4月末日
6か月前納 ・4月分から9月分	4月末日
・10月分から翌年3月分	10月末日

※上記以外でも年度途中から前納できる場合があります。大宮年金事務所へご相談ください。

※金融機関が土・日・祝日で休業の場合、納付期限は翌営業日となります。

納付場所

- 全国の銀行、郵便局、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協などの金融機関
- コンビニエンスストア
- MMK端末設置店※

※MMK端末とは、(株)しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。一部のコンビニ、ドラッグストア、スーパー、病院内売店などや、一部の信用金庫、信用組合に設置されています。

口座振替で納付 毎月振替の口座振替は2種類。

早割(当月末日振替)なら月々60円お得！

お申し込みは、振替開始希望月の前々月までに。
通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により早割にすると1か月あたり60円割引があります。

口座振替による前納

納付書(現金)で前納するより割引額が多くお得です。

2年度分または1年度分、6か月分の保険料をまとめて納めると、納付書(現金)で前納するより割引額が多く大変お得です。

申込期限

前納の種類	申込期限
2年前納(4月分～翌々年3月分)	2月末日
1年前納(4月分～翌年3月分)	
6か月前納 ・4月分から9月分	2月末日
・10月分から翌年3月分	8月末日

※上記以外でも年度の途中から前納ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

手続きに必要なもの

- ①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書等)
- ②預(貯)金通帳またはキャッシュカード
- ③預(貯)金通帳届出印 ④本人確認ができるもの

申込窓口

金融機関・大宮年金事務所 ※マイナポータルからも申し込みができます。

クレジットカードで納付

希望される場合は、
大宮年金事務所へお申し込みください。

電子納付

自宅からインターネットなどを利用して、
保険料を納付することができます。

電子納付には次の方法があります。契約方法などについては、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

- インターネットバンキング
- モバイルバンキング
- ATM (pay-easyペイジー)
- テレフォンバンキング

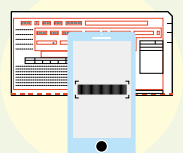
スマートフォン決済アプリで納付

納付書のバーコードをスマートフォン決済アプリで読み取り、納めます。

スマートフォン決済の利用には納付書と対応する決済アプリが必要となります。

対象の決済アプリ

- au PAY
- d払い
- pb PayB
- PayPay
- R Pay
- LINE Pay



※決済アプリの操作方法是、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

国民年金保険料の納付が困難なときは

申請免除・納付猶予・学生納付特例の手続きを！

お問い合わせは
市役所保険年金課や
大宮年金事務所へ

申請日より、原則2年1か月前まで遡って申請できます。

お早めに市役所保険年金課や大宮年金事務所の手続きをしてください。

※マイナポータルから電子申請ができます。申請には「利用者登録」が必要です。

所得の少ない方は

保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」の4段階の免除制度があります。

失業などにより所得(収入)が少なく、
保険料の納付が困難なときは、

50歳未満の方は

納付猶予制度

50歳未満の方に限り
利用できる制度です。

就職が困難などにより、保険料の
納付が困難なときは、

学生の方は

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

学生のため、保険料の納付が
困難なとき

市役所保険年金課の国民年金担当窓口や大宮年金事務所に申請し、日本年金機構で審査して、承認を受けると

保険料の全額、4分の3、半額、4分の1の納付が免除されます。

審査要件

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のいずれもが申請する年度の前年所得などの定められた基準以下であることが要件です。

※失業(退職)された方は、離職票等で確認できた場合、本人の所得を除いて審査を行います。

●申請する年度の前年所得が一定基準以下の方

	所得基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

扶養控除額

- 一般の控除扶養親族(16歳以上)38万円
- 老人扶養親族同居老親等以外の人48万円

社会保険料控除の対象となる主なもの

- 健康保険料・国民年金保険料・厚生年金保険料
- 国民健康保険料または国民健康保険税・介護保険料・国民年金基金の掛金・厚生年金基金の掛金など

●申請免除の承認期間

7月から翌年6月までです。

承認された場合に納付する保険料

	承認期間中に納付する保険料
4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合は、右表の保険料を納めないと未納期間扱いとなりますので、ご注意ください。	
全額免除	0円
4分の3免除	4,250円
半額免除	8,490円
4分の1免除	12,740円

※令和7年度は変更になる予定です。

全額免除または納付猶予が承認された場合、翌年度以降も継続して審査ができ、毎年度の申請書の提出が省略できます。また、納付猶予を承認された方で、申請時に全額免除の審査を希望していれば、全額免除を優先した審査が受けられます。

(注)失業や被災などを理由として承認された方や4分の3免除、半額免除、4分の1免除を承認された方は、毎年度申請が必要です。

※全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続審査を希望した場合は、配偶者の状況について変更(婚姻・離婚等)があった場合は、事実発生日から14日以内に年金事務所に届出が必要です。

保険料の納付が猶予されます。

審査要件

「申請者本人」、「申請者の配偶者」のいずれもが申請する年度の前年所得などの定められた基準以下であることが要件です。

●申請する年度の前年所得が一定基準以下の方

	所得基準
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

- 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)63万円
- 同居老親等58万円

●納付猶予の承認期間

7月から翌年6月までです。

(注)中途で50歳になる方は、50歳到達日の前日が属する月の前月までの承認となります。



保険料の納付が猶予されます。

審査要件

「学生」で申請する年度の前年所得が128万円以下であることが要件です。

●対象となる学校は

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校など。

※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県等の認可を受けている学校が対象となります。

※夜間部、通信制課程、定時制課程の学生も対象となります。

※文部科学大臣が指定した一部の海外大学の日本分校に在学する学生も対象となります。



●学生納付特例の承認期間

4月(または20歳誕生日)から翌年3月までです。

申請は毎年度必要です。

今年度、学生納付特例を承認された方で、翌年度も同じ学校に在学する方には、「学生納付特例申請書(ハガキ)」が送付されます。必要事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。

ただし、在学する学校などを変更された方は、市役所保険年金課や大宮年金事務所まで申請手続きが必要です。

該当したとき
届出しましょう

法定免除

国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金1・2級を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料の全額が免除されます。

平成26年4月から、法定免除期間中でも、申出により保険料が納められます。

ここが違う! 免除・納付猶予・学生納付特例と未納

	老齢基礎年金を受け取るための資格期間には	受け取る老齢基礎年金は		障害厚生年金・障害基礎年金を受け取るときは	後から保険料を納めることは
		平成21年3月以前の免除期間	平成21年4月以後の免除期間		
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1が反映されます	年金額に2分の1が反映されます	保険料を納めたときと同じ扱いになります	免除を受けた分は10年以内なら納めることができます。(3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算額が付きません)
4分の3免除		年金額に2分の1が反映されます	年金額に8分の5が反映されます		
半額免除		年金額に3分の2が反映されます	年金額に4分の3が反映されます		
4分の1免除		年金額に6分の5が反映されます	年金額に8分の7が反映されます		
納付猶予		年金額に反映されません			
学生納付特例					
未納	受給資格期間に入りません			年金を受けられない場合もあります	2年を過ぎると納めることができません

追納

をおすすめします

保険料免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、遡って保険料を納めることができます。

追納することにより、保険料免除、納付猶予、学生納付特例を受けずに保険料を納めていた方と同じように年金額が計算されます。

老齢基礎年金の年金額を満額に近づけるためにも追納をおすすめします。

ただし、3年度目以降、追納する場合は当時の保険料に加算額が付きまます。お早めの追納をおすすめします。

●追納を希望するときは、大宮年金事務所へお問い合わせください

国民年金から、こんなとき、こんな年金が

65歳に
なったとき…

老齢基礎年金



国民年金保険料を納めた期間(第2号、第3号被保険者を含む)や保険料免除期間などを合わせて10年以上ある方が65歳から受けられます。

受けるための要件

次のA～Cのいずれかに該当する方

A ①から⑧の期間の合計が10年以上ある方

- ① 第1号被保険者で保険料を納付した期間
- ② 第1号被保険者で保険料を免除された期間(全額免除以外は4分の1・半額・4分の3の保険料を納めた場合)
- ③ 第1号被保険者で納付猶予を受けた期間※
- ④ 第1号被保険者で学生納付特例を受けた期間※
- ⑤ 第1号被保険者で産前産後免除を受けた期間
- ⑥ 第2号被保険者の期間
- ⑦ 第3号被保険者として届出済の期間
- ⑧ 国民年金に加入しなくてもよかった期間等(合算対象期間)※

※学生納付特例期間、納付猶予期間、合算対象期間は、受給資格期間に加えられますが、年金額には反映されません。

B 厚生年金の期間が、生年月日に応じて下記の年数以上ある方

一定の年齢以上の方には、従来の被用者年金制度(厚生年金・共済年金)の老齢基礎年金の受給資格期間25年以上を満たしたものとする経過措置があります。

●昭和31年4月1日以前に生まれた方の特例(共済組合の期間も含まれます。)

昭和31年4月1日以前に生まれた方は、厚生年金または共済組合の加入期間が生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。

生年月日	厚生年金(共済組合含む)の期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

●昭和26年4月1日以前に生まれた方の特例

昭和26年4月1日以前に生まれた方は、男性40歳、女性35歳以後の厚生年金の加入期間が生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。

生年月日	40歳(女性35歳)以後の厚生年金の期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

C 退職共済年金の受給資格期間を満たしている方

年金額(令和6年度の額)

満額816,000円※ 20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合に満額の年金が支給されます。
※昭和31年4月1日以前生まれの方は813,700円です。

●老齢基礎年金の計算式 保険料の免除(全額免除・一部免除)期間、未納期間などがある場合は、その月数に応じて年金額が減額されます。

$$816,000円 \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数}}{40年 \times 12月(480月)} + \frac{\text{全額免除} \times 1/3}{\text{月数} \times 1/2} + \frac{\text{4分の3免除} \times 1/2}{\text{月数} \times 5/8} + \frac{\text{半額免除} \times 2/3}{\text{月数} \times 3/4} + \frac{\text{4分の1免除} \times 5/6}{\text{月数} \times 7/8} \right] = \text{65歳から受け取る老齢基礎年金の額}$$

全額免除、一部納付の見方: 平成21年3月以前の保険料免除期間、平成21年4月以後の保険料免除期間

※50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は切り上げます。

繰上げ支給と繰下げ支給

繰上げ支給

60歳以後65歳になる前の間に請求して老齢基礎年金を受け取ることもできます。しかし、受けようとする年齢によって年金額が1か月あたり0.4%(昭和37年4月1日以前生まれの方は0.5%)減額されます。

繰下げ支給

66歳以後75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳)になる前に請求して老齢基礎年金を受け取ることもできます。受けようとする年齢によって年金額が1か月あたり0.7%増額されます。

いったん繰上げ・繰下げ請求をすると、一生同じ割合で減額または増額された率の年金を受けることになります(付加年金も同じ割合で減額または増額されます)。

繰上げ・繰下げ支給の支給率(数字は%) ※月単位で支給率が異なります。

※昭和37年4月1日以前生まれの方は()内の支給率となります。

年齢	月												
	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	
繰上げ支給	60歳	76.0 (70)	76.4 (70.5)	76.8 (71)	77.2 (71.5)	77.6 (72)	78.0 (72.5)	78.4 (73)	78.8 (73.5)	79.2 (74)	79.6 (74.5)	80.0 (75)	80.4 (75.5)
	61歳	80.8 (76)	81.2 (76.5)	81.6 (77)	82.0 (77.5)	82.4 (78)	82.8 (78.5)	83.2 (79)	83.6 (79.5)	84.0 (80)	84.4 (80.5)	84.8 (81)	85.2 (81.5)
	62歳	85.6 (82)	86.0 (82.5)	86.4 (83)	86.8 (83.5)	87.2 (84)	87.6 (84.5)	88.0 (85)	88.4 (85.5)	88.8 (86)	89.2 (86.5)	89.6 (87)	90.0 (87.5)
	63歳	90.4 (88)	90.8 (88.5)	91.2 (89)	91.6 (89.5)	92.0 (90)	92.4 (90.5)	92.8 (91)	93.2 (91.5)	93.6 (92)	94.0 (92.5)	94.4 (93)	94.8 (93.5)
	64歳	95.2 (94)	95.6 (94.5)	96.0 (95)	96.4 (95.5)	96.8 (96)	97.2 (96.5)	97.6 (97)	98.0 (97.5)	98.4 (98)	98.8 (98.5)	99.2 (99)	99.6 (99.5)
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
繰下げ支給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142.0	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149.0	149.7
	71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156.0	156.7	157.4	158.1
	72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163.0	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
	73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170.0	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
	74歳	175.6	176.3	177.0	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
	75歳	184.0	(以降同じです)										

- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求をしなければなりません。
※特別支給の老齢厚生年金を受給している方を除き、どちらか一方のみを受給することはできません。
- 遺族厚生(共済)年金を受けている方は、65歳になるまで、どちらか一方の有利な年金を選択します。
- 繰上げ請求後、障害の状態になっても障害基礎年金は請求できません。
- 寡婦年金は受けられなくなります。 ●国民年金は任意加入できなくなります。
- 一度、繰上げ請求をすると、取り消すことはできません。

繰上げ請求は慎重に!

65歳前に老齢基礎年金を請求すると年金額が減額されるほか、次のようなことにご注意ください。

病气やけがで
障害が残ったとき

障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある病气やけがによって、障害等級の1級・2級*のいずれかに該当する場合に支給されます。

- 初診日が60歳以後65歳未満で老齢基礎年金を受給されていない国内在住の方も対象となります。
※身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。

年金額(令和6年度の額)

- ・1級障害 1,020,000円(月額85,000円)
※昭和31年4月1日以前生まれの方は1,017,125円(84,760円)
- ・2級障害 816,000円(月額68,000円)
※昭和31年4月1日以前生まれの方は813,700円(67,808円)



障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや得たあとにその方によって生計を維持されている子(「18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子」または「20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子」をいいます。)がいれば右表の額が加算されます。

子の数	加算額	加算後の年金額	
		2級障害	1級障害
1人	234,800円	1,050,800円(1,048,500円)	1,254,800円(1,251,925円)
2人	469,600円	1,285,600円(1,283,300円)	1,489,600円(1,486,725円)
3人	547,900円	1,363,900円(1,361,600円)	1,567,900円(1,565,025円)

※子1人目・2人目までは各234,800円、3人目以後は1人につき78,300円が加算されます。

※()内は昭和31年4月1日以前生まれの方の年金額です。

特別障害給付金制度

請求手続きは市役所保険年金課で行います。

国民年金の任意加入の対象であった方が、任意加入していなかった期間中に生じた傷病などが原因で、障害基礎年金の1級または2級の状態にある方に特別障害給付金が支給されます。
※障害基礎年金などを受給している方や受給できる方は対象とはなりません。

対象となる方

- 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生
- 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者

支給額(令和6年度の額)

- 障害基礎年金1級相当に該当する方…月額 55,350円
- 障害基礎年金2級相当に該当する方…月額 44,280円

※本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整(または停止)されることもあります。

●保険料納付要件の原則

初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除(全額・一部免除)期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

●保険料納付要件の特例

初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。

(注)一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります。

国民年金加入中に
亡くなったとき

遺族基礎年金

国民年金加入者の方または加入者であった方で保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算して25年以上ある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」*「子のある夫」*「子」*に支給されます。

※子とは18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子をいいます。



(年額)

年金額(令和6年度の額)

子の数	子のある妻、子のある夫に支給される年金額	子のみを支給される年金額
1人	1,050,800円(1,048,500円)	816,000円
2人	1,285,600円(1,283,300円)	1,050,800円
3人	1,363,900円(1,361,600円)	1,129,100円
4人以上	3人のときの額に1人につき78,300円加算	3人のときの額に1人につき78,300円加算

※()内は昭和31年4月1日以前生まれの方の年金額です。

自営業の方など第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上*ある夫が65歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。

※平成29年8月1日より前の死亡の場合は、25年以上の期間が必要です。

●年金額

夫の第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間について計算した老齢基礎年金の4分の3の額(付加年金は除く)

死亡一時金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として国民年金保険料を36月以上納めている方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です。

死亡一時金の額は、国民年金保険料を納めた期間に応じて次のようになっています。

保険料納付済期間	一時金の額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料を3年以上納めていたときは、8,500円が加算されます。

(注)妻や夫、子が遺族基礎年金を受けるときは、死亡一時金は支給されません。

(注)死亡一時金を受けられる権利は2年を過ぎると時効となりますのでご注意ください。

外国人のための脱退一時金

国民年金を納めた期間が6か月以上あり、老齢基礎年金を受けられない外国人が、帰国後2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

ただし、障害基礎年金や障害厚生年金等を受けたことがある方には支給されません。

※転出届を市区町村役場に提出すると、住民票転出(予定)日以降に日本国内での請求ができます。詳しくは年金事務所へおたずねください。

国民年金の脱退一時金の額(令和6年度の額)

保険料納付済期間	一時金の額	保険料納付済期間	一時金の額
6月以上12月未満	50,940円	36月以上42月未満	305,640円
12月以上18月未満	101,880円	42月以上48月未満	356,580円
18月以上24月未満	152,820円	48月以上54月未満	407,520円
24月以上30月未満	203,760円	54月以上60月未満	458,460円
30月以上36月未満	254,700円	60月以上	509,400円

